代行請求を利用している医療機関・薬局の皆さまへ

- オンライン請求を行う医療機関・薬局に対する**返戻レセプトについては**、現在、郵送（紙媒体）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付していますが、**2024年10月以降は、郵送での送付を終了する予定**です。
- これに伴い、2024年10月以降は、返戻ファイルが代行請求機関に送付されるのみとなることから、**返戻再請求を行うためのレセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、代行請求機関とよく相談していただけるようお願いします**。
- なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの搬送に伴う紛失等のリスクを回避したり、審査支払機関におけるレセプトの事前チェックのサービスを直接利用したりすることなどが可能となり、返戻レセプトの郵送終了に合わせて、2024年10月からは、増減点連絡通知や支払関連帳票等の諸書類もオンラインで受領することが可能となるため、**この際に、オンライン請求の開始も積極的にご検討ください**。

現在

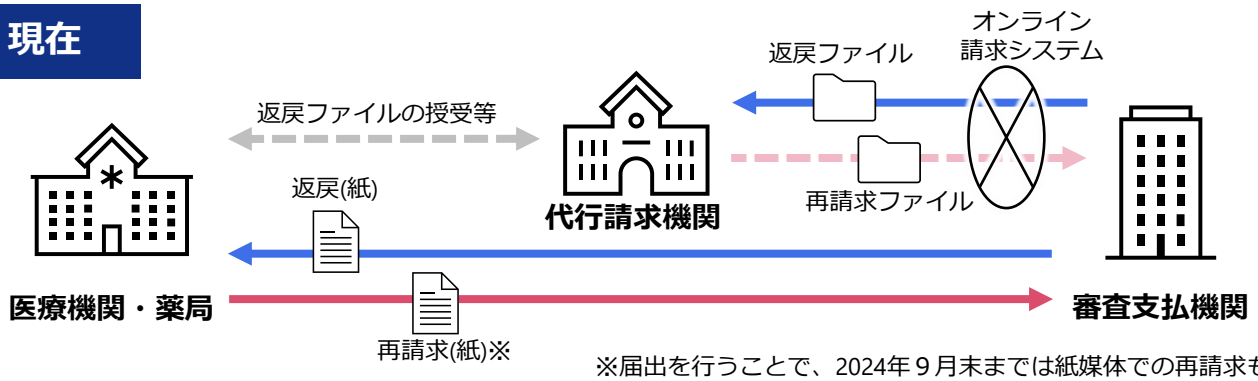

※届出を行うことで、2024年９月末までは紙媒体での再請求も可能。

- 返戻レセプトは、医療機関・薬局には紙媒体で、代行請求機関にはオンラインで送付されています。
- 2024年９月末までは、経過措置により届出を行うことで、紙媒体により再請求を行うことが可能であるため、医療機関・薬局が直接再請求を行うことが可能です。

2024年10月～（想定される対応例）

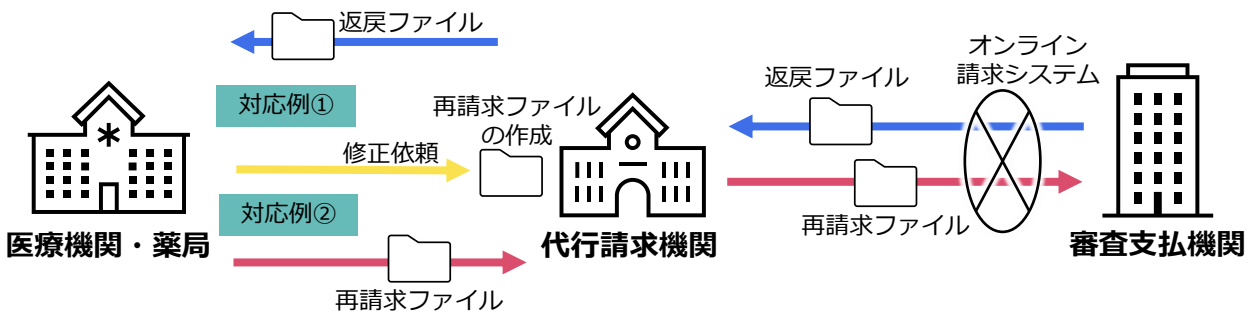

- 返戻ファイルが代行請求機関に送付されるのみとなります。
- 代行請求機関が再請求ファイルを送付できるよう、
  ①医療機関・薬局が修正内容を代行請求機関に伝達し、代行請求機関が再請求ファイルを作成する
  ②代行請求機関が返戻ファイルを医療機関・薬局に郵送し、医療機関・薬局において再請求ファイルを作成・返送する
  といった対応が考えられますが、代行請求に係る契約内容等の見直しも含め、よく相談ください。